

防衛医科大学校達第10号

防衛医科大学校デジタル化推進委員会に関する達を次のように定める。

令和4年7月1日

防衛医科大学校長 四ノ宮 成 祥

防衛医科大学校デジタル化推進委員会に関する達

改正 令和 5年 6月30日達第3号

第1章 総則

(目的)

第1条 防衛医科大学校における情報システムのデジタル化を推進するため、防衛医科大学校長（以下「学校長」という。）の諮問機関として、防衛医科大学校デジタル化推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2章 委員会

(任務)

第2条 委員会は、防衛医科大学校における情報システムのデジタル化を推進するための企画、管理、運営その他必要な事項について調査、審議し、学校長に答申するものとする。

(構成等)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、副校長（企画・管理担当）をもって充てる。

3 副委員長は、他の副校長3人をもって充てる。

4 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 事務局総務部長

(2) 事務局企画部長

(3) 医学教育研修センター長

(4) 学生部長

(5) 図書館長

(6) 病院副院長（管理・運営担当）

(7) 防衛医学研究センター長

(8) その他学校長が指名する職員

5 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは学校長の指名する副委員長がその職務を行うものとする。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ議事を審議することができない。

3 委員長は、必要に応じ、委員会の承認を得て委員以外の職員を出席させ、及び部外の有識者の出席を要請し、意見を求めることができる。

(部会)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、細部事項についての調査、審議するため、学校長の承認を得て、部会を置くことができる。

第3章 本部

(本部)

第6条 委員会での審議を効果的に進めるため、委員会にデジタル化推進本部(以下「推進本部」という。)をおく。

(構成等)

第7条 本部は、本部長、デジタル化推進補佐官及び専門委員をもって構成する。

2 本部長は、委員長をもって充てる。

3 デジタル化推進補佐官は、学校長の承認を得て、本部長が指名する者をもって充てる。

4 専門委員は、学校長の承認を得て、本部長が指名する者をもって充てる。

5 デジタル化推進補佐官及び専門委員は、部外の有識者を指名することを妨げない。

(任務)

第8条 本部長は、防衛医科大学校のデジタル化の推進を総括する。

2 デジタル化推進補佐官は、本部長を補佐する。

3 専門委員は、デジタル化の推進にかかる専門事項について本部に意見を述べ、調査し、報告する。

(報告)

第9条 本部は、デジタル化の推進状況について定期的に、及び必要に応じ、委員会に報告するものとする。

第4章 雑則

(事務)

第10条 委員会及び本部にかかる事務は、事務局企画部情報システム課が行うものとする。

(委任規定)

第11条 この達の実施に関し必要な事項は、学校長の承認を得て、委員長及び本部長が定める。

附 則

1 この達は、令和4年7月1日より施行する。

2 防衛医科大学校電子計算機委員会に関する達(平成3年防衛医科大学校達第3)は廃止する。

附 則

この達は、令和5年7月1日から施行する。